

分科会⑭

面接に活かせるひとり SST

～矯正教育から更生保護へ、そして地域へ～

品田 秀樹 (新潟県長岡地区保護司会／新潟刑務所篤志面接委員)

八木原律子 (明治学院大学)

抄録 (11F)

1989 年 (平成元年) 法務総合研究所の保護観察官研修及び東京保護観察所での観察官自主研修会で前田ケイ・現ルーテル学院大学名誉教授が SST を紹介したところから日本の更生保護における SST は芽を吹きました。

それから 30 年、現在では日本更生保護協会、全国保護司連盟を中心とした保護司のための SST 研修会が日本全国で開催されています。初級リーダー研修を修了した保護司は現在約 800 人を数え、本年 4 月からは保護司のための中級研修プログラムの計画が動き出しました。

矯正教育では 1993 年 (平成 5 年) の「少年院の運営について (矯正局長依命通達の一部改正)」に基づき主に少年院の「社会適応訓練」で活用されました。1994 年 (平成 6 年) 矯正研修所東京支所で前田ケイ・現ルーテル学院大学名誉教授が法務教官へ SST を教授したことから少年院、刑務所への普及が進み、現在、法務教官基礎科、応用科、刑務官中等科等の研修に取り入れられています。

矯正教育と更生保護における SST は一貫した行政の枠組みの中での連携が特徴でその中での共通技法が「面接からのひとり SST」といえます。昨年のワークショップでは保護司に限定した取組を紹介しました。今後とも司法行政の枠組みから地域へつなぐ最終点である保護司活動にはさらなる期待が高まります。

今回は刑務所、少年院、更生保護施設、保護司面接、医療観察の各現場での「面接からのひとり SST」を実務者の皆様から紹介していただき、当事者が地域社会へしっかりと復帰できる連携と効果的なひとり SST について意見交換したいと思います。

1 はじめに (分科会趣旨)

2 各現場での SST の実際

少年院、刑務所、更生保護施設、保護司面接、医療観察

3 休憩

4 質疑応答 意見交換

5 分科会を振り返って

法務省関係者 (予定)

前田ケイ・ルーテル学院大学名誉教授